厚生労働省
熊本労働局

Press Release

熊本労働局発表
（局長　金谷雅也）
令和８年 10 月１日

【照会先】
熊本労働局労働基準部健康安全課
課　　長　中島　伸治
課 長 補 佐　橋爪　眞二
（電話）０９６－３５５－３１８６

報道関係者　各位

令和８年８月末時点（速報値）の職場における熱中症による死傷災害の発生状況
～死傷者数は 17 人で前年同期比３人・21.4%増～

本日（令和８年 10 月１日）から７日まで「**第 77 回全国労働衛生週間**」（別添１及び別添２参照）です。

そこで熊本労働局（局長　金谷 雅也）では、この全国労働衛生週間中に、県内の各事業者が本年夏季に実施した各熱中症予防対策の取組について確認する際に参考としていただけるよう、**「令和８年８月末時点（速報値）の職場における熱中症による死傷災害の発生状況」**を取りまとめました。

○「令和８年８月末時点（速報値）の職場における熱中症による死傷災害の発生状況」の概要＜詳細は別紙参照＞

☆　ポイント

- 令和８年８月末時点（速報値）の熊本県内における職場での熱中症による死傷者（死亡・休業４日以上）は、**17 人**であり、前年同期比３人・21.4%増となっています。なお、死亡災害は発生していません。
- 「業種別」にみると、令和７年に多く発生した建設業では半減している一方、警備業では前年同期と比べ３人増と最多であり、また、幅広い業種で発生しています。
- 「月別」にみると、７月及び８月に最も多くそれぞれ７人であり、次いで６月の３人となっています。
- 「時間帯別」にみると、14 時台が５人と最も多く、次いで 15 時台が３人となっています。
- 「年齢別」にみると、「60 歳以上」の区分で前年よりも２人多い７人となっており、全体の４割強（41.2%）を占めています。
- 「経験期間別」にみると、令和８年１月から同年８月では、「経験期間１か月未満」の区分で３人発生しています。

本統計は、以下の数値①②を比較検討したものです。
①令和７年１月１日から同年８月 31 日までに発生した熱中症災害のうち、同年８月 31 日までに労働者死傷病報告が提出された件数の確定値
②令和８年１月１日から同年８月 31 日までに発生した熱中症災害のうち、同年８月 31 日までに労働者死傷病報告が提出された件数の速報値

別紙

令和８年８月末時点（速報値）の熊本県内の職場における熱中症による死傷災害の発生状況

本統計は、以下の数値①②を比較検討したものです。
①令和７年１月１日から同年８月 31 日までに発生した熱中症災害のうち、同年８月 31 日までに労働者死傷病報告が提出された件数の確定値
②令和８年１月１日から同年８月 31 日までに発生した熱中症災害のうち、同年８月 31 日までに労働者死傷病報告が提出された件数の速報値

１　職場における熱中症による死傷者数の状況（令和８年１月～８月）

職場での熱中症による死亡者及び休業４日以上の業務上疾病者の数（以下合わせて「死傷者数」という。）は、令和８年８月末時点（速報値）で 17 人となり、前年同期比で３人増（21.4%増）となった。なお、死亡災害は発生していない。

職場における熱中症による死傷者数（令和８年１月～８月）　　（人）

令和７年１月～８月（確定値）	**令和８年１月～８月（速報値）**
14 （０）	**17** **（０）**

※（　）内の数値は死亡者数で内数である。

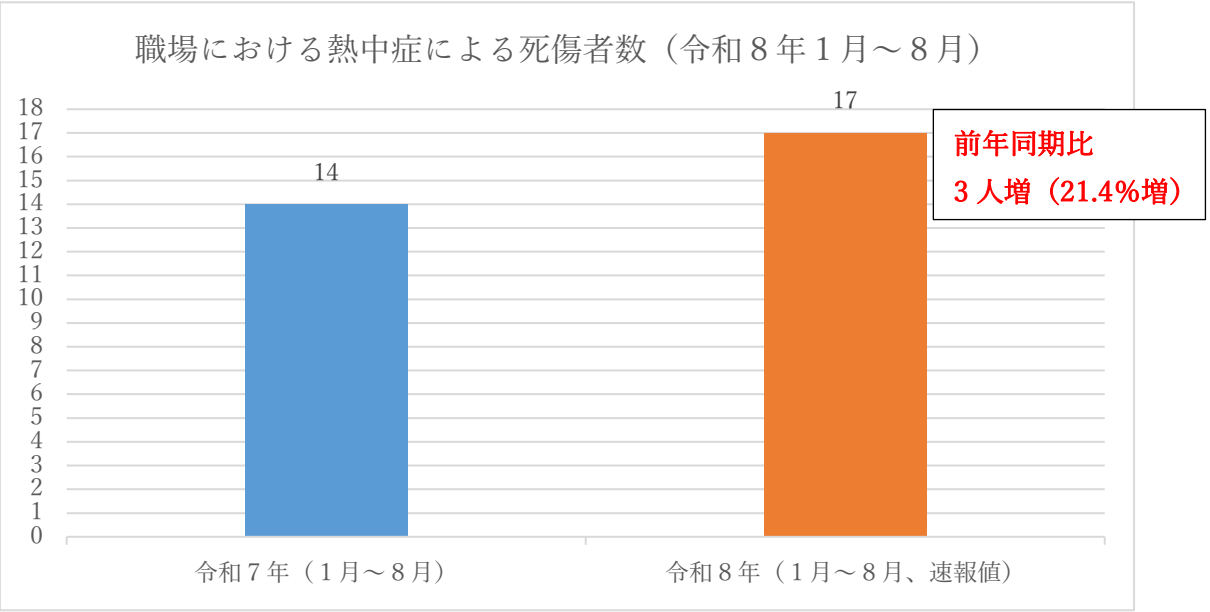

２　業種別発生状況（令和８年１月～８月）

令和８年１月～８月の業種別の熱中症の死傷者数をみると、警備業４人と全体の 23.5%を占め最も多くなっており、次いで製造業、建設業、貨物取扱業で多くなっている。

前年同期と比較すると、令和７年に発生した建設業は半減しており、農業では発生がなかった。一方、令和７年には発生がなかった貨物取扱業、商業、通信業、清掃・と畜業で発生しており、令和７年よりも幅広い業種で発生している。

熱中症による死傷者数の業種別の状況　（人）

業種	令和７年１月～８月	**令和８年１月～８月**
製造業	１（０）	**２（０）**
建設業	４（０）	**２（０）**
運送業	２（０）	**１（０）**
貨物取扱業	０（０）	**２（０）**
農業	２（０）	**０（０）**
畜産・水産業	１（０）	**１（０）**
商業	０（０）	**１（０）**
通信業	０（０）	**１（０）**
保健衛生業	１（０）	**１（０）**
接客娯楽業	２（０）	**１（０）**
清掃・と畜業	０（０）	**１（０）**
その他の事業（警備業）	１（０）	**４（０）**
計	14（０）	**17（０）**

※（　）内の数値は死亡者数で内数である。

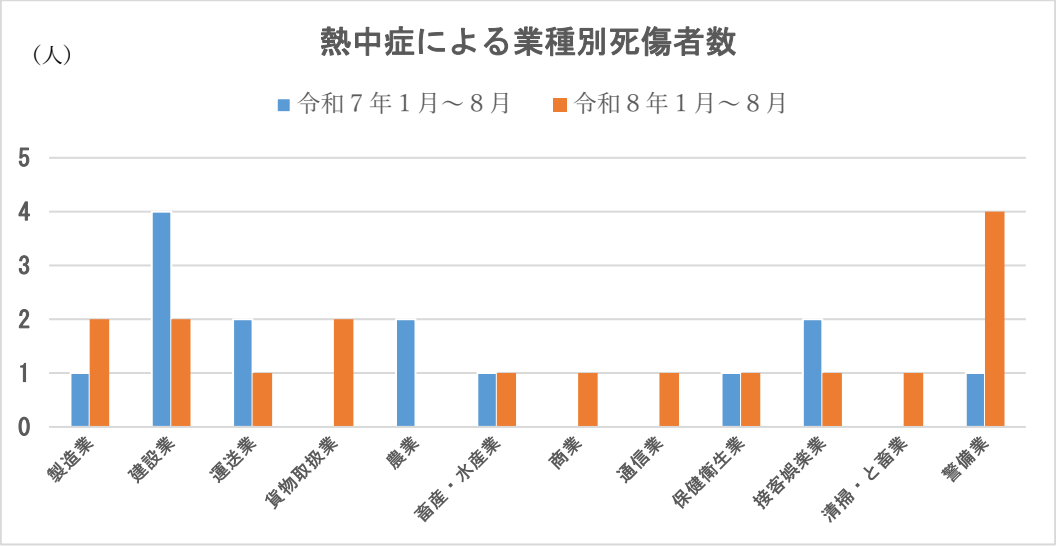

３　月・時間帯別発生状況（令和８年１月～８月）

（１）月別発生状況

令和８年１月～８月の月別の熱中症の死傷者数をみると、７月及び８月がそれぞれ７人と最も多く、次いで６月が３人となっている。

前年同期と比較すると、５月以前の発生はなかったが、８月は４人増となっている。

熱中症による死傷者数の月別の状況　　（人）

	４月	５月	６月	７月	８月	計
令和８年 １月～８月	**0 （0）**	**0 （0）**	**3 （0）**	**7 （0）**	**7 （0）**	**17 （0）**
令和７年 １月～８月	1 （0）	0 （0）	3 （0）	7 （0）	3 （0）	14 （0）

※　（　）内の数値は死亡者数で内数である。

※　１～３月は発生なし

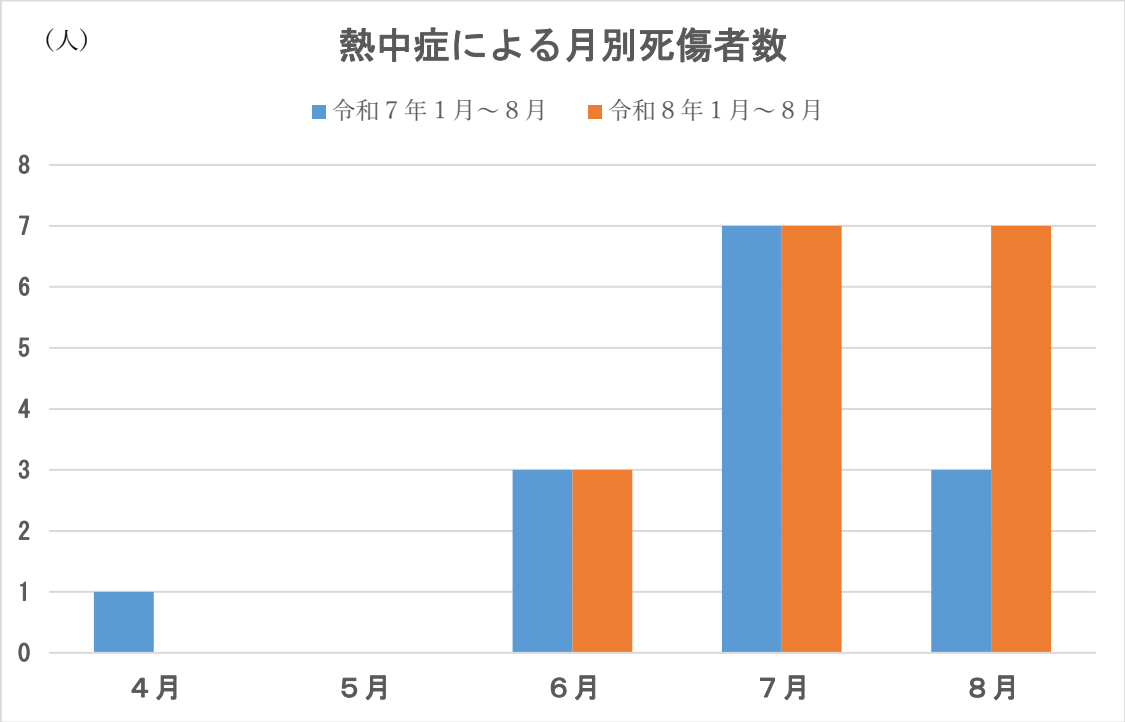

（２）時間帯別発生状況（令和８年１月～８月）

令和８年１月～８月の時間帯別の熱中症の死傷者数をみると、14 時台が５人と最も多く、次いで 15 時台が３人となっている。

前年同期と比較すると、９時台以前が１人減となったが、14 時台や 15 時台が各２人増となった。

熱中症による死傷者数の時間帯別の状況　　（人）

	9時台以前	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台以降	計
令和８年１月～８月	**2** **（0）**	**0** **（0）**	**1** **（0）**	**2** **（0）**	**1** **（0）**	**5** **（0）**	**3** **（0）**	**0** **（0）**	**1** **（0）**	**1** **（0）**	**17** **（0）**
令和７年１月～８月	3 （0）	0 （0）	1 （0）	0 （0）	2 （0）	3 （0）	1 （0）	3 （0）	1 （0）	0 （0）	14 （0）

※　９時台以前は０時台から９時台まで、18 時台以降は 18 時台から 23 時台までを指す。

※　（　）内の数値は死亡者数で内数である。

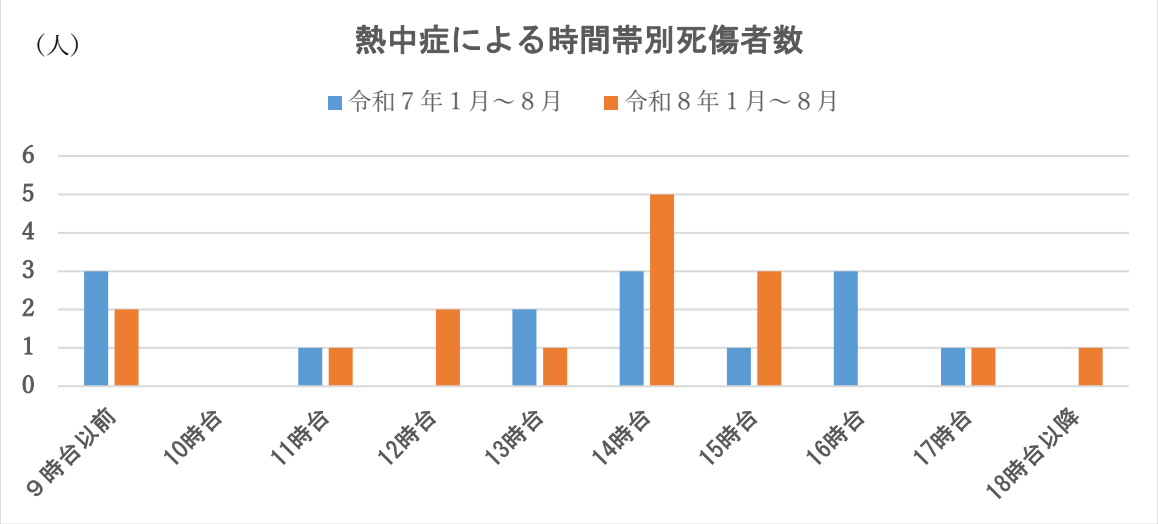

4　年齢別発生状況（令和８年１月～８月）

令和８年１月～８月の年齢別の熱中症の死傷者数をみると、60 歳以上７人と最も多くなっており、全体の４割強（41.2%）を占める。

前年同期と比較すると、50～59 歳は２人減、60 歳以上は２人増となっている。

熱中症による死傷者数の年齢別の状況　　（人）

	19 歳以下	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	計
令和８年１月～８月	**0（0）**	**3（0）**	**1（0）**	**3（0）**	**3（0）**	**7（0）**	**17（0）**
令和７年１月～８月	0（0）	2（0）	1（0）	1（0）	5（0）	5（0）	14（0）

※　（　）内の数値は死亡者数で内数である。

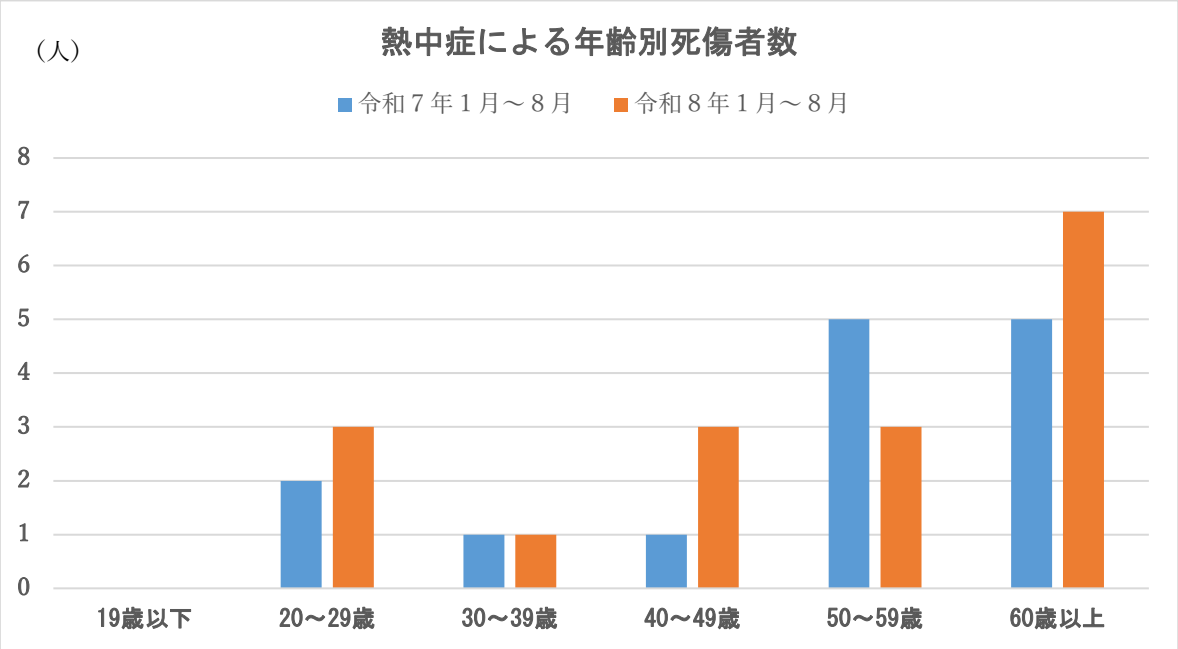

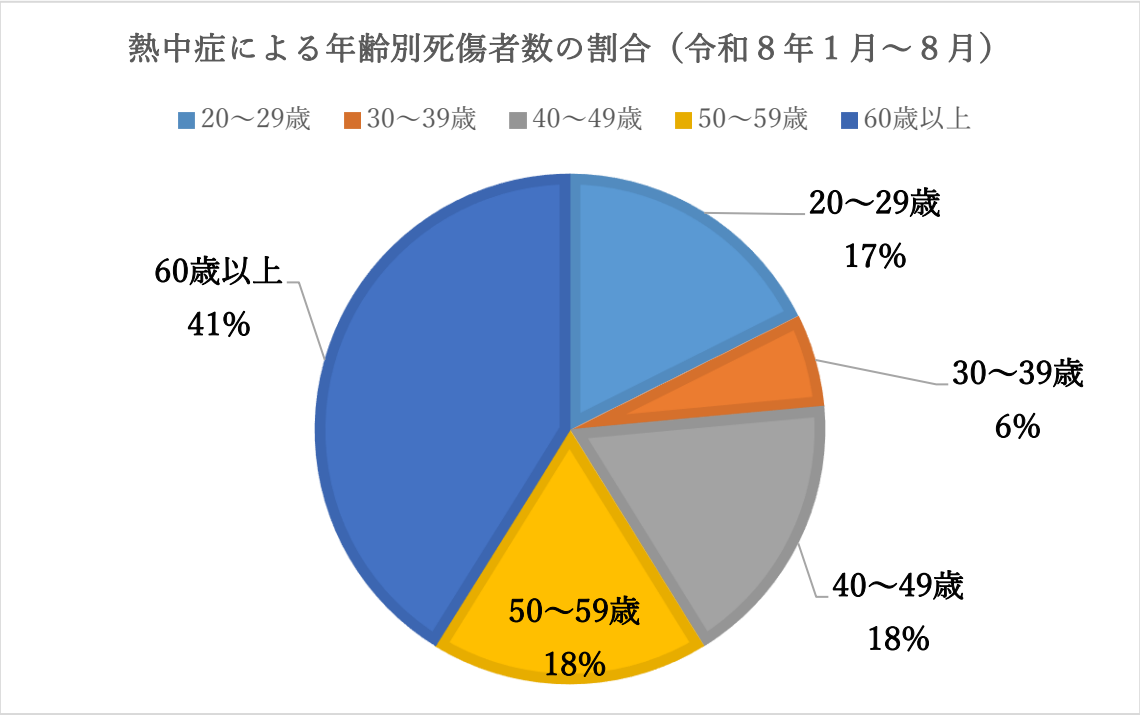

５　経験期間別発生状況

令和８年１月～８月は「経験期間１か月未満」の区分で３人発生している。

熱中症による死傷者数の経験期間別の状況　　（人）

	１か月未満	１か月以上 １年未満	１年以上 ５年未満	５年以上	計
令和８年１月～８月	**3** **（0）**	**1** **（0）**	**5** **（0）**	**8** **（0）**	**17** **（0）**
令和７年１月～８月	0 （0）	4 （0）	1 （0）	9 （0）	14 （0）

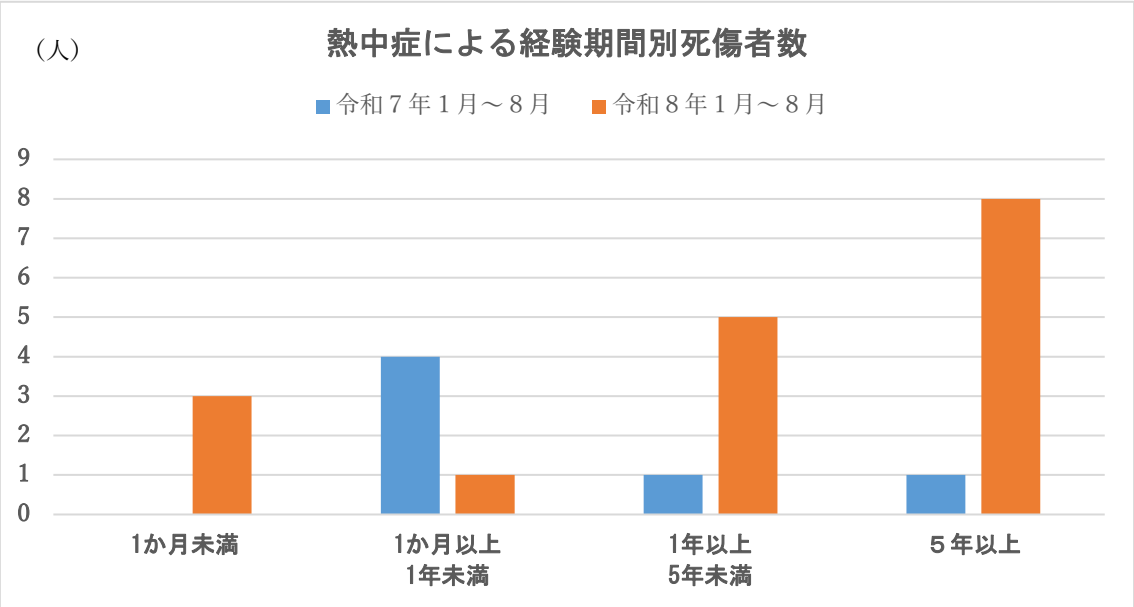
（人）
熱中症による経験期間別死傷者数
令和７年１月～８月
令和８年１月～８月
9
8
7
6
5
4
3
2
1
0
1か月未満
1か月以上
1年未満
1年以上
5年未満
５年以上

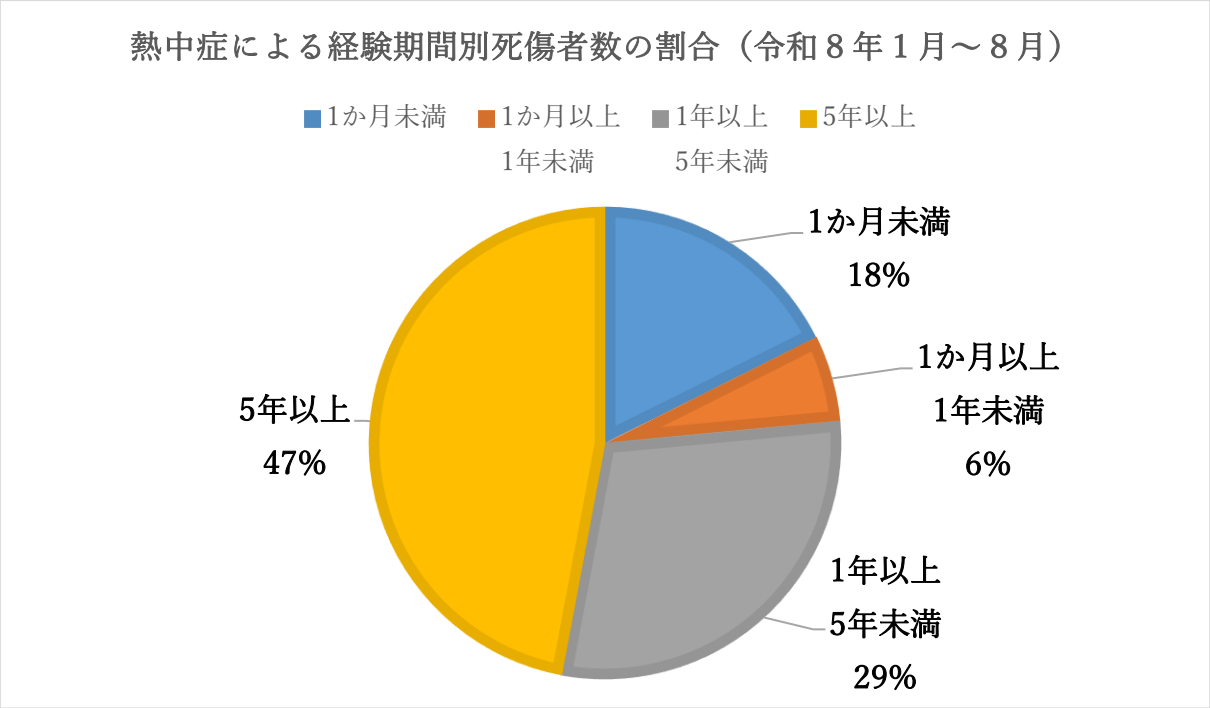
熱中症による経験期間別死傷者数の割合（令和８年１月～８月）
1か月未満
1か月以上
1年未満
1年以上
5年未満
5年以上
1か月未満
18%
1か月以上
1年未満
6%
1年以上
5年未満
29%
5年以上
47%

事業者の皆さまへ

別添１

第77回 全国労働衛生週間

2026（令和8）年10月１日～７日 ［準備期間：９月１日～30日］

全国労働衛生週間スローガン

ひとりひとりが貴重な人材　心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（９月１日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 労働者の健康の保持増進を図るための取組
- 女性の健康課題への取組
- 治療と就業の両立支援対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 個人事業者等の安全衛生の確保に関する取組
- 化学物質による労働災害に関する取組
- 労働衛生３管理の推進等
- 作業内容や働き方に応じた取組
- 作業環境の特性に応じた取組

全国労働衛生週間（10月１日～７日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主　唱　　厚生労働省、中央労働災害防止協会

協　賛　　建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。
地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。
また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■産業保健総合支援センター（さんぽセンター）
https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx

メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/

メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト
「こころの耳」
https://kokoro.mhlw.go.jp/

治療と就業の両立支援

治療と就業の両立支援指針や企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■治療と仕事の両立支援ナビ
https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp

化学物質管理

職場の化学物質管理の総合サイト「ケミサポ」や化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■職場の化学物質管理の道しるべ
「ケミガイド」
https://chemiguide.mhlw.go.jp/

転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

■「いきいき健康体操」（監修：松平浩）
https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4

■腰痛を防ぐ職場の好事例集
https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001465336.pdf

SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※ に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！

※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら
（サイト内から加盟申請もできます）
https://safeconsortium.mhlw.go.jp/

高年齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html

働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■働き方の現状が把握できる「自己診断」等
（働き方・休み方改善ポータルサイト）
https://work-holiday.mhlw.go.jp/

■各種助成金や無料相談窓口の紹介等
（働き方改革特設サイト）
https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top

労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。
安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html

その他

■職場における熱中症予防情報
https://neccyusho.mhlw.go.jp/

■職場における受動喫煙防止対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

■労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

別添２

令和８年度全国労働衛生週間実施要綱

１　趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第１回実施以来、今年で第 77 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況を見ると、高齢化の進行等の就業構造の変化により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けており、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加しているほか、女性の就業率の上昇とともに、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。加えて、過労死等の労災支給決定件数は年々増加傾向にあり、精神障害による労災支給決定件数が過去最多になるなど、過重労働による健康障害の防止対策、小規模事業場を含めたメンタルヘルス対策の推進が必要となっている。業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、気候変動、高齢化等を背景に熱中症や腰痛等の発生が増加している傾向にある。また、政府において、「攻めの予防医療」の推進のため、職域においても、労働者の健康の保持増進措置（安衛法第 69 条）の枠組を活用し、疾病の早期発見・早期治療の取組を進めるための検討も行われている。

さらに、令和６年度から全面施行されている化学物質の自律的管理の定着・推進に向けた取組を引き続き進めていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、あらゆる労働者が心身ともに健康に働き続けることができるよう、今年度は、「ひとりひとりが貴重な人材　心も体も健やかに　みんな生き生き健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、的確な労働衛生管理はもとより、女性の健康への対応、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等の総合的な推進を図ることとする。

２　スローガン

ひとりひとりが貴重な人材　心も体も健やかに　みんな生き生き健康職場

３　期 間

10 月１日から 10 月７日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、９月１日から９月 30 日までを準備期間とする。

４　主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

５　協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

６　協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

７　実施者

各事業場

８　主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

(1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。

(2) 雑誌等を通じて広報を行う。

(3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。

(4) 事業場の実施事項について指導援助する。

(5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

９　協力者への依頼

主唱者は、上記８の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10　実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

ア　事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

イ　労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示

ウ　労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰

エ　有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

オ　労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア　重点事項

（ア）「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等を踏まえた労働者の健康の保持増進を図るための必要な措置に関する事項

ａ　労働者の健康保持増進のための体制の確立や計画の策定

ｂ　適切な健康教育の実施

ｃ　がん検診、女性の健康課題の対応、口腔の健康の保持増進、眼科検診等の実施の推進等の健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

（イ）女性の健康課題の理解促進に関する事項

ａ　女性の健康課題に関する健康教育や相談体制の整備等の取組の実施

ｂ　産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講

ｃ　産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用

ｄ　「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル～事業者向け～」の活用

（ウ）労働施策総合推進法及び「治療と就業の両立支援指針」に基づく治療と就業の両立支援対策の推進に関する事項

ａ　事業者による基本方針等の表明と労働者への周知

ｂ　研修等による両立支援に関する意識啓発

ｃ　相談窓口等の明確化、社内における両立支援体制の整備

ｄ　個人情報保護のための適切な情報管理

ｅ　両立支援に関する休暇・勤務制度等の整備

ｆ　両立支援コーディネーター基礎研修の受講

ｇ　産業保健総合支援センターによる支援の活用

（エ）「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

ａ　事業者によるメンタルヘルス対策の表明

ｂ　衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善

ｃ　４つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進

ｄ　労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備

ｅ　ストレスチェック制度の適切な実施（実施結果の労働基準監督署への報告を含む）の徹底、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組

ｆ　職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発

見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施

ｇ　「自殺予防週間」（９月 10 日～９月 16 日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施

ｈ　産業保健総合支援センターにおけるストレスチェックの実施等のメンタルヘルス対策に関する支援の活用

（オ）　過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

ａ　時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

ｂ　事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明

ｃ　労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底

ｄ　健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底

（カ）「職場における熱中症防止のためのガイドライン」等に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項

ａ　熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底

ｂ　湿球黒球温度の値（WBGT 値）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施

ｃ　作業を管理する者及び労働者に対する労働衛生教育の実施

ｄ　糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対する医師等の意見を踏まえた配慮の実施

ｅ　本年夏季に実施した各熱中症予防対策の取組に関する確認

（キ）小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項

ａ　産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実

ｂ　一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底

ｃ　ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進

ｄ　地域産業保健センター（長時間労働者及び高ストレス者に対する医師の面接指導等の産業保健サービス）の活用

（ク）個人事業者等の安全衛生の確保に関する事項

ａ　個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進措置の実施

ｂ　「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業者等が健

康に就業するための取組の推進に関する事項

(a) 健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進

(b) 個人事業者等への安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供等注文者等が実施する事項の推進

c　安全衛生経費の確保等、個人事業者等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

d　その他、個人事業者等が項目 10（１）～10（２）オに掲げる事項のうち、業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮

イ　化学物質による労働災害に関する事項

（ア）化学物質による健康障害防止対策に関する事項

a　製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS 交付等の状況の確認

b　SDS 等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施（業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）に基づく対策等の実施を含む）

c　ラベル・SDS の内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施

d　皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認

e　中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底

f　危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進

g　リスクアセスメント対象物健康診断、特殊健康診断等による健康管理の徹底

h　塗料等の剥離作業における剥離剤による健康障害防止対策の徹底

（イ）石綿による健康障害防止対策に関する事項

a　建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進

(a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底

(b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
(c) 隔離・湿潤化の徹底
(d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
(e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
(f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
(g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
(h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底

b　吹付け石綿等の損傷、劣化等により、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
(a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
(b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
(c) 建材の損傷、劣化等の状況に関する必要な頻度の点検の実施
(d) 建材の損傷、劣化等の状況を踏まえた必要な除去等の実施
(e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施

c　石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
(a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
(b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底

d　禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
(a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
(b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等

ウ　労働衛生３管理の推進等

（ア）労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項

a　労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善

b　総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制

の整備・充実（総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者の選任及びその労働基準監督署への報告の徹底を含む）とその職務の明確化及び連携の強化

c　衛生委員会の毎月１回以上の開催と必要な事項の調査審議

d　危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進

e　現場管理者の職務権限の確立

f　労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実

（イ）作業環境管理の推進に関する事項

a　有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善

b　局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底

c　事務所や作業場における清潔保持

d　換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

（ウ）作業管理の推進に関する事項

a　自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進

b　作業管理のための各種作業指針の周知徹底

c　適切､有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

（エ）「職場の健康診断実施強化月間」（９月１日～９月 30 日）を契機とした健康管理の推進に関する事項

a　健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底

b　一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施

c　高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携

d　健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携

e　健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発（事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく取組、がん検診、女性の健康課題の対応、口腔の健康の保持増進、眼科検診等の実施の推進　等）

（オ）労働衛生教育の推進に関する事項

a　雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底

b　衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

エ　作業内容や働き方に応じた事項

（ア）転倒・腰痛災害の予防に関する事項

a　事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明

ｂ　身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施

ｃ　高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高年齢者の労働災害防止のための指針」に基づく、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等の実施

ｄ　労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期の健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用

ｅ　若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施

ｆ　小売業及び介護施設の企業等関係者による「協議会」を通じた転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・企業における取組の推進

ｇ　ストレッチを中心とした転倒・腰痛予防体操（例：いきいき健康体操）の実施

ｈ　「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進

(a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施

(b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施

(c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入の促進

(d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減

（イ）「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項

ａ　「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善

ｂ　「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保

（ウ）「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項

（エ）「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項

（オ）快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項

オ　作業環境の特性に応じた事項

（ア）粉じん障害防止対策の徹底に関する事項

ａ　「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」（９月１日～９月 30 日）を契機とした「第 10 次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進

(a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底

(b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

(c) じん肺健康診断の着実な実施

(d) 離職後の健康管理の推進

(e) その他地域の実情に即した事項

b　改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

（イ）電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項

a　工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務拡大等

b　エックス線作業主任者及びガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務

c　エックス線装置又はガンマ線照射装置に係る特別の教育

d　医療機関における眼の水晶体等の被ばく低減対策

（ウ）「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音性難聴の防止をはじめとする騒音障害防止対策の徹底に関する事項

a　騒音健康診断の実施

b　聴覚保護具の使用

c　騒音障害防止対策の管理者の選任

（エ）「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項

（オ）「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項

a　各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施

b　受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施

c　支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用

（カ）酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項

a　酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底

b　換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

（キ）建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

（ク）東京電力福島第一発電所その他の施設の放射線業務における労働衛生対策の推進

a　東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項

b　「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」（平成 24 年８月 10 日付け基発 0810 第１号）に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項